

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1768号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織上の区分		職	区分	組織上の区分		職	区分
知事の 事務部 局	本庁	(略)		知事の 事務部 局	本庁	(略)	
		(略)	4種			(略)	4種
		<u>総務事務センター長</u>					
		<u>基幹病院整備室長</u>					
		(略)					
(略)		(略)					
(略)				(略)			
警察	本部	(略)		警察	本部	(略)	
		課長	4種			課長	4種
		<u>監察官室長</u>				(略)	
		(略)				(略)	
		室長	5種			室長	5種
		<u>通訳センター長</u>					
		(略)					
指導官		指導官					
<u>少年サポートセンター長</u>		(略)					
(略)		(略)					
対策官		対策官					
情報官		(略)					
(略)		(略)					
(略)				(略)			
備考 (略)				備考 (略)			

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。